

新湯治・ウェルネスに係る研究・実践拠点施設
整備・運営事業

事業共創者に関する覚書（案）

令和8年●月

別府市

別府市（以下「甲」という。）と事業共創者●●（以下「乙」という。）は、新湯治・ウェルネスに係る研究・実践拠点施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、本事業を適正かつ円滑に実施するために、甲及び乙が相互に協力し、本事業に係る要求水準書の策定に関して取り組む事項等を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとし、文脈上別意に解すべき場合を除き、募集要項等において定義された用語と同一の意味を有するものとする。

- (1) 「企画提案書等」とは、乙が令和8年●月●日付けで甲に提出した本件助言等に係る企画提案書一式、企画提案書に関する甲からの質問書に対する回答書その他企画提案書の説明又は補足として乙が本覚書締結日までに甲に提出して受理されたその他一切の資料をいう。
- (2) 「募集要項等」とは、令和8年6月1日付けで公表された、新湯治・ウェルネスに係る研究・実践拠点施設整備・運営事業に伴う事業共創者公募募集要項（要求水準書（骨子原案）、様式集を含み、その後本覚書締結日までに公表されたそれらの変更及び修正を含む。）をいう。
- (3) 「本件助言等」とは、乙が事業共創者として、本覚書、募集要項等及び企画提案書等に基づき行う本事業に係る要求水準書についての助言等をいう。

（事業共創者の選定及び意義）

第3条 甲及び乙は、本件助言等に関して、公募プロポーザル方式による選定手続により、乙が事業共創者として決定されたことを確認する。

2 甲及び乙は、本事業に関して甲が事業共創者を選定する意義は、ノウハウを有する民間事業者の意見を計画段階から反映することで、本事業の事業効果を高めることにあることを確認する。

3 乙は、募集要項等の内容を十分に理解しこれに同意したこと及び募集要項等に記載の条件を遵守の上甲に対し企画提案書等を提出したものであることを確認し、企画提案書等に記載の内容を誠実に履行するものとする。

（公共性の尊重）

第4条 乙は、本事業の目的、事業共創者の意義及び本件助言等の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第5条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本覚書を誠実に履行しなければならない。

(本覚書の期間)

第6条 本覚書の期間は、締結日から甲による要求水準書の策定完了（令和9年2月を目途とする。）までとする。ただし、第7条第3項の規定に基づき乙が引き続き事業共創者となる場合は、甲乙間で当該地位に係る新たな覚書が締結される日まで、本覚書は引き続きその効力を有するものとする。

(本件助言等の開始及び終了)

第7条 甲及び乙は、本覚書の締結後速やかに、本件助言等を開始するものとする。

- 2 甲は、要求水準書の策定完了後、本事業の実施に当たっては、改めて事業実施者を公募により選定する際は、当該公募において事業共創者は応募することはできないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、募集要項等に定めるところに従い、甲乙の間で本事業の事業内容や役割分担等についての協議が整った場合には、「新湯治・ウェルネスに係る研究・実践拠点施設整備・運営事業に伴う事業者選定委員会」による審査等を経て、書面による手続を行った上で、要求水準書の策定完了後も、乙を引き続き事業共創者として行うことができるものとする。
- 4 前項の規定により要求水準書の策定完了後も乙が引き続き事業共創者となった場合、乙は、自らが事業を実施する予定者であることを前提として本事業の実施に向けた検討を行うものとし、甲は、乙（乙を構成員とするコンソーシアムを含む。）を公募の手続を経ずに事業実施者として行うことができる。

(本件助言等)

第8条 乙は、本覚書の期間中、募集要項等及び企画提案書等に従い、本件助言等として、以下の業務を行う。

- (1) 甲が策定する要求水準書に関する助言
- (2) その他甲乙間で本件助言等を含めることに合意した行為

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、甲と協議の上前項の業務を行うものとする。

(費用負担)

第9条 第7条第3項の規定により乙が引き続き事業共創者となるか否かにかかわらず、また第10条に基づき本覚書が解除されるか否かにかかわらず、甲及び乙は、本事業に係る要求水準書の策定又はその支援に関して、それぞれ自己に生じる一切の費用（人件費及び事務費等を含むが、これらに限られない。）を自ら負担し、当該費用に関して相互に債権債務関係は生じないものとする。ただし、甲又は乙のいずれかの責めに帰すべき事由により、相手方に生じた費用については、この限りでない。

(本覚書の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面で通知することにより、本覚書を解除することができる。

- (1) 本覚書のいずれかの規定に違反した場合において、甲が相当期間の是正期間を設けて

当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該期間内に当該違反が治癒されないとき。

- (2) 募集要項等に規定する応募者の遵守すべき事項に反したことが明らかになったとき、又は募集要項等に定める参加資格要件を欠くに至ったとき（ただし、これに対応する手当てを行い甲の承諾を得た場合を除く。）

- (3) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 本覚書に関し、委託契約その他の契約に当たり、その相手方が（ア）から（オ）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 本覚書に関し、乙が、（ア）から（オ）のいずれかに該当する者を委託契約その他の契約の相手方としていた場合（（エ）に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (4) 以下のいずれかの事由が本公募に関して生じたとき。

ア この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条若しくは第19条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）又は第20条の2から第20条の6までの規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第

2 項の規定により取り消された場合を含む。)

- イ 納付命令又は独占禁止法第 7 条、第 8 条の 2 若しくは第 20 条の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、独占禁止法第 3 条、第 8 条第 1 号若しくは第 5 号又は第 19 条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- ウ 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業の事業共創者選定手続が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に行われたものであり、かつ、本事業が、当該取引分野に該当するものであるとき。
- エ この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号による刑が確定したとき。

（秘密保持義務）

第 11 条 本覚書の各当事者は、本事業、本件助言等又は本覚書に関して知り得た全ての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、本覚書の目的以外には使用しないことを確認する。

- (1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報
 - (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
 - (3) 開示者が本覚書に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
 - (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
 - (5) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
 - (6) 甲が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報
- 2 本覚書の各当事者は、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、本件助言等の実施に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。
- 3 前項の場合において、本覚書の各当事者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用するのしないよう適切な配慮をしなければならない。
- 4 本条に基づく秘密保持義務は、本覚書の期間終了後も存続する。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本覚書上の地位並びに本覚書に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(本覚書の変更)

第13条 本覚書は、甲及び乙の書面による合意がなければ変更することができない。

(協議)

第14条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に関し疑義が生じた事項については、本覚書の当事者は誠意をもって協議により解決するものとする。

(準拠法)

第15条 本覚書は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

(裁判管轄)

第16条 本覚書に関する紛争（調停を含む。）については、大分地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

[以下余白]

以上を証するため、本覚書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年●月●日

甲：

大分県別府市上野口町1番15号

別府市

別府市長

印

乙：